

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していた子どもの人数×5万円

対象者

妊娠されていた方（日本国内に住所を有する者）

※この制度では、医療機関にて胎児心拍の確認が必要です。

また、給付金の申請時には、死産等の確認ができる診断書等が必要になる場合があります。

申請先

往民票のある市町村になります。

	妊婦支援給付金 (1回目)	妊婦支援給付金 (2回目)
申請時期	母子手帳交付時に1回目、死産等の確認後に2回目の給付金の申請をします。 ※ただし、母子手帳交付前に死産等の事実が確認された場合は、同時の申請となります。	
申請方法	妊婦給付認定申請書に必要事項を記入し、申請していただきます。	胎児の数の届出書に必要事項を記入し、申請していただきます。
必要なもの	通帳またはキャッシュカード (※支給（妊婦本人）対象者に限る)	
支給方法	口座振込	